

## 付 議 第 3 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る  
意見聴取に関する議案

平成 29 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年高知県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者)

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第24条第2項中「を承認されている」を「又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「を減じた」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた」に改める。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「その子」を「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」に改め、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者（次条第4項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「その子」を「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同

じ。)」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第9条の2第3項を削り、同条第2項中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

第9条の2第4項中「第1項及び第2項」を「前3項」に、「、要介護者」を「、第16条第1項に規定する要介護者」に、「あるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者」に、「、「深夜」を「、第1項中「深夜」に、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」を「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第12条中「介護休暇」を「介護休暇、介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が」を「職員が要介護者（」に、「の介護をするため、」を「をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間の間は、職員の給与に関する条例第14条の規定にかかわらず、同条に規定する方法により給与を減額する。

第17条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「子のある」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

第9条第4項中「第1項及び第2項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に、「子のある職員（」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（」に、「あるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるとこ

るにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者」に、「深夜」を「、第1項中「深夜」に、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」を「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第12条中「介護休暇」を「介護休暇、介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が」を「職員が要介護者（」に、「の介護をするため、」を「をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の間は、公立学校職員の給与に関する条例第17条の規定にかかわらず、同条に規定する方法により給与を減額する。

第17条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第4条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「その子」を「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」に改め、

同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者（次条第4項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「その子」を「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第9条の2第3項を削り、同条第2項中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 本部長は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

第9条の2第4項中「第1項及び第2項」を「前3項」に、「、要介護者」を「、第16条第1項に規定する要介護者」に、「あるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者」に、「、深夜」を「、第1項中「深夜」に、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」を「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第12条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が」を「職員が要介護者（」に、「の介護をするため、」を「をいう。以下同じ。）の介護をするため、本部長が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々

が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の間は、警察職員の給与に関する条例第14条の規定にかかわらず、同条に規定する方法により給与を減額する。

第17条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第2条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

3 改正前の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第3条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

4 改正前の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第4条の規定による改正後の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、本部



長は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正を考慮し、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子について、養育里親である職員に委託されている児童を含むものとするほか、介護休暇の期間を要介護家族の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要があると認められる期間とするとともに、新たに介護時間の制度を設ける等必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表  
新 旧

職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間）

第2条の3 略

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第3条 略

（1） 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

（再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間）

第2条の2 略

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第3条 略

（1） 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3)～(6) 略

（育児休業の承認の取消事由）

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 略

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2)～(5) 略

（育児休業の承認の取消事由）

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 略

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)～(7) 略

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 略

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 略

(部分休業の承認)

第24条 略

2 育児を原因とする特別休暇又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇に係る時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(6) 略

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 略

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 略

(部分休業の承認)

第24条 略

2 育児を原因とする特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇に係る時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

新 旧 対 照 表  
新 旧

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 略

第8条 略

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第9条 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場

第9条 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、人事委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育する」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 略

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、人事委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（次条第4項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育する」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 略

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第8条第2項に規定す



4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

#### 5 略

（休暇の種類）

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

（介護休暇）

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事

る勤務をさせてはならない。

4 第1項及び第2項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

#### 5 略

（休暇の種類）

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。

（介護休暇）

第16条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関

実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 略

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の間は、職員の給与に関する条例第14条の規定にかかわらず、同条に規定する方法により給与を減額する。

(病気休暇等の承認)

係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 略

(病気休暇等の承認)

第17条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。この場合において、任命権者は、人事委員会規則で定める期間の範囲内で、日又は時間をもって承認するものとする。

第17条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）及び介護休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。この場合において、任命権者は、人事委員会規則で定める期間の範囲内で、日又は時間をもって承認するものとする。

新 旧 対 照 表  
新 旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 略

第8条 略

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親である

第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

ものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 第1項及び第2項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活

職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替え

を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

るものとする。

## 5 略

(休暇の種類)

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

## 3 略

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間

## 5 略

(休暇の種類)

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

## 3 略

を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の間は、公立学校職員の給与に関する条例第17条の規定にかかわらず、同条に規定する方法により給与を減額する。

(病気休暇等の承認)

第17条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。この場合において、任命権者は、人事委員会規則で定める期間の範囲内で、日又は時間をもって承認するものとする。

(病気休暇等の承認)

第17条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）及び介護休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。この場合において、任命権者は、人事委員会規則で定める期間の範囲内で、日又は時間をもって承認するものとする。



新 旧 対 照 表  
新 旧

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 略

第8条 略

2 本部長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

2 本部長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第9条 本部長は、次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を

第9条 本部長は、次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、人事委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育する」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、人事委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（次条第4項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育する」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条の2 本部長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 本部長は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 本部長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条の2 本部長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 本部長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 本部長は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第8条第2項に規定す

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

#### 5 略

（休暇の種類）

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする

（介護休暇）

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事

る勤務をさせてはならない。

4 第1項及び第2項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

#### 5 略

（休暇の種類）

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

（介護休暇）

第16条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関

実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、本部長が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 略

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の間は、警察職員の給与に関する条例第14条の規定にかかわらず、同条に規定する方法により給与を減額する。

(病気休暇等の承認)

係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 略

(病気休暇等の承認)

第17条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、人事委員会規則の定めるところにより、本部長の承認を受けなければならない。この場合において、本部長は、人事委員会規則で定める期間の範囲内で、日又は時間をもって承認するものとする。

第17条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）及び介護休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、本部長の承認を受けなければならない。この場合において、本部長は、人事委員会規則で定める期間の範囲内で、日又は時間をもって承認するものとする。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案の概要

1 主な改正内容

育児又は介護を行う職員について、働きながら育児、介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、育児休業の子の範囲を拡大するとともに、介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるよう、育児支援、介護支援に係る規定の改正を行う。

2 条例の改正概要

職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号。以下「育児休業条例」）の改正

(1) 育児休業の対象となる子の範囲の見直し

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正（第2条）

- ・ これまで育児休業の対象については、法律上親子関係にある子（実子及び養子）に限定
- ・ 多様な家族形態に対応する必要があるとして、法律上の親子関係に準ずると言えるような次の①～③についても、子の範囲に加える(H29.1.1 施行)。

- ① 特別養子縁組の監護期間中の子
- ② 養子縁組里親に委託されている子
- ③ ①又は②に準ずる子（→育児休業条例で具体を規定）

イ 育児休業条例の改正（第2条の2）

- ・ 厚生労働省令（民間）や人事院規則（国家公務員）の改正（予定）と同様、ア③の具体を規定
- 「養子縁組を希望する里親に児童を委託しようとしたが、実親の同意が得られなかったため、養育里親として当該里親に委託されている児童」を条例に追加**

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）以下「勤務時間条例」の改正

(2) 介護休暇制度の改正等

ア 介護休暇の分割取得（勤務時間条例第16条）

- ・ 介護の急性期、看取りの時期、状態の大きな変化等の異なる時期に、複数回にわたって要介護者の介護ができるよう、同一の要介護状態に係る介護休業の取得可能期間（6月）の分割取得を可能に（3回まで）。

イ 介護時間の新設（勤務時間条例第16条の2）

- ・ 今後、在宅介護を行う職員の増加が予想されることから、働きながら日常的な介護ニーズに対応できるよう、介護時間の制度を新設

介護に関する休暇制度	改正前	改正後
介護休暇	連続する6月の期間で取得	6月を3つの期間に分割して取得が可能に。
短期介護休暇	5日	改正なし。
介護時間	—	職員が、要介護家族を介護するため、介護を必要とする連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる無給の休暇制度の創設 ※育児にも同様の制度（部分休業：2時間の範囲内） ※朝夕の通所介護施設への送迎や食事介助等を行うために活用

※介護休暇及び介護時間の取得イメージは、別添資料のとおり。

(3) 時間外勤務の制限（勤務時間条例第9条第4項）

- ・ 3歳未満の子のある職員による請求があった場合の時間外勤務の制限の規定について、要介護者を介護する職員にも準用する。

3 施行期日

平成29年4月1日を予定

## 介護休暇及び介護時間のイメージ図

現

行

介護休暇

【参考 介護休暇の取得方法】

- 各指定期間においても、現行と同様に
- ・日単位又は時間（1日最大4時間）単位で取得可能
  - ・期間中の断続的な取得も可能

連続する6月

改

正

後

指定期間①

介護休暇

指定期間②

介護休暇

指定期間③

介護休暇

各期間の合計は最大6月（各期間の間隔に上限なし）

介護時間（1日最大2時間）

介護休暇期間中の重複取得は不可

取得の日から連続する3年間



職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正を考慮し、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子について、養育里親である職員に委託されている児童を含むものとするほか、介護休暇の期間を要介護家族の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要があると認められる期間とするとともに、新たに介護時間の制度を設ける等必要な改正をしようとするものである。

2 主要な内容

(1) 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大

育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とすること。（職員の育児休業等に関する条例第2条の2関係）

(2) 介護休暇の期間の改正及び介護時間の新設

ア 任命権者は、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならないこと。（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条の2第4項において読み替えて準用する同条第2項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条第4項において読み替えて準用する同条2項及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条の2第4項において読み替えて準用する同条第2項関係）

イ 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、人事委員会規則の定めるところ

により、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とすること。（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条第1項関係）

ウ 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とすること。（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の2関係）

### 3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行する。